

## 貸与制期間中に司法修習を受けた者に対する適切な措置を求める会長声明

- 1 法曹には、三権の一翼である司法を担うという重要な使命・責務がある。そして、司法修習は、この使命や責務を担い、また高度な専門性と職業倫理を必要とする法曹を育成するための重要な制度である。

したがって、このような司法修習の期間において、修習に専念すべきは極めて当然のことである。それゆえ、司法修習生には修習専念義務が課され、他方で2011年まで60年以上にわたって給与が支払われてきた（給費制）。
- 2 ところが、2011年に給費制度が廃止され、司法修習生は貸与制度のもとでの修習を余儀なくされた。

これによる弊害は大きく、かかる状況を改めるべく2017年に給付制度が創設されたが、他方で貸与制期間中に司法修習を受けた者（以下「貸与制期間対象者」という。）には何らの措置も講じられなかった。

そして、2018年7月25日、貸与制期間対象者の修習貸与金の返還が開始した。
- 3 この結果、貸与制期間対象者のみが著しい経済的負担に苦しむ状況が生じている。この状況は理不尽かつ不平等なものであり、これを見かねて、弁護士会内では貸与制期間対象者の会員に対するさまざまな措置が検討、実行されている。

この点、貸与制期間中か給費制あるいは給付制期間中かに関わらず、その司法修習を経て法曹となった者が上記のような重要な使命や責務を負って司法インフラを支えていることは紛れもない事実である。このような法曹の育成は本来国の責務であり、上記状況に対する措置もまた弁護士会ではなく国が講じるべきでもある。
- 4 そこで、当会は国に対し、貸与制期間対象者の上記状況を抜本的に解決するため、具体的な立法等により、適切な措置を講じるよう求める。

2019年2月25日

徳島弁護士会  
会長 堀井 秀知